

保存期間：10年

(平成38年末)

平成28年12月21日

資料
----

2 - 4
-------

## 参考法令

平成 28 年 5 月 10 日

第 190 回国会 衆議院財務金融委員会 議事日程 第十七号 会議録(抄)

○宮下委員長 次に、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

酒類は、国の重要な財政物資であり、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図る必要があります。また、酒類は、アルコール飲料として致酔性、依存性を有し、社会的に配慮を要するものであります。

このような特殊性を有する酒類の取引の現状を見ますと、平成二十六年度における公正取引委員会による不当廉売に係る注意件数のうち、酒類に係るものは全商品の中で一番多く、国税庁による平成十八年の酒類に関する公正な取引のための指針制定後も、酒類の不当廉売に係る注意件数は指針制定前と比較して増加しております。

また、平成二十二年に、WHO、世界保健機関においてアルコールの有害な使用を低減するための世界戦略が採択されましたが、その後、我が国ではアルコール健康障害対策基本法が制定され、平成二十六年六月に施行されております。

同法には、酒類の製造または販売を行う事業者はアルコール健康障害の発生等の防止に配慮するよう努める責務を有する旨が定められておりますが、現在、販売場ごとに選任される酒類販売管理者に対する酒類の販売業務に関する法令に係る研修は、法令上、努力義務にとどまっており、さらに、定期的な研修受講は任意であるため、初回の受講率は約九割であるものの、再受講率は約三割となっております。

本起草案は、このような状況に鑑み、また、四十万八千九百三十名に及ぶ国会請願を踏まえ、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者または酒類販売業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよ

うに留意しつつ、酒類製造業者等が遵守すべき公正な取引の基準を定めるとともに、基準を遵守しない酒類製造業者等に対して指示、公表、命令をすることができ、命令違反に対しては、免許の取り消しができること等としております。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との整合性を図るため、財務大臣は、公正な取引の基準の制定をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならないこととしております。

第二に、公正な取引の基準の実効性を確保するため、財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等、酒類製造業者または酒類販売業者の関係事業者を追加することとしております。

第三に、酒類製造業者または酒類販売業者の酒類の取引に関し、公正取引委員会と財務大臣の連携強化を図るため、両者の間において双方向の報告制度を設けることとしております。

最後に、酒類小売業者は、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこととするほか、選任した酒類販売管理者に対しては、財務省令で定める期間ごとに研修を受けさせなければならないこととしております。また、酒類小売業者が研修を受けさせなかった場合は、財務大臣は勧告、命令をすることができることとし、命令違反には罰則を科すこととしております。さらに、酒類小売業者に対しては、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に研修を受けた日等の事項を記載した標識の販売場ごとの掲示を義務化することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。

(以上)

## 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 の一部を改正する法律案について

### I 酒類の特殊性とその取引の現状について

酒類は、国の重要な財政物資であり、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図る必要がある。また、酒類は、アルコール飲料として致酔性・依存性を有し社会的に配慮を要するものである。酒類の取引の現状については、以下のとおり。

- ① 公正取引委員会による不当廉売に係る注意件数（平成 26 年度：982 件）のうち、酒類に係るものは 635 件（約 65%）と多い。また、平成 18 年の「酒類に関する公正な取引のための指針」制定後も、酒類の不当廉売に係る注意件数は依然として増加している。
- ② 酒類販売場等における独禁法違反と思料される取引等に関し、国税庁が公正取引委員会に対して行った一般的な報告件数は、平成 26 事務年度においてわずか 16 件であった。他方、公正取引委員会から国税庁に対する報告は、そもそも制度がないことから行われていない。
- ③ 平成 26 年 6 月にアルコール健康障害対策基本法が施行（酒類の製造又は販売を行う事業者は、アルコール健康障害の発生等の防止に配慮するよう努める責務を有する。）
- ④ 現在、酒類販売管理研修は、法令上、努力義務にとどまっており、更に、定期的な研修受講は任意である（初回の受講率は約 9 割、再受講率は約 3 割）（酒類販売管理者に係る酒類の販売業務に関する法令の知識を最新のものに更新する必要）。

### II 法改正の概要及びその効果

#### 一 不当廉売の撲滅等

##### 1 酒類に関する「公正な取引の基準」の法制化

- ① 「公正な取引の基準」についての国税審議会への諮問及び公正取引委員会との協議
- ② 財務大臣による「公正な取引の基準」の制定（財務大臣は、酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類製造業者等」という。）の適切な経営努力を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意）、告示
- ③ 基準を遵守しない酒類製造業者等に対する指示
- ④ 指示に従わない酒類製造業者等の公表
- ⑤ 酒類製造業者等が③の指示に従わなかった場合において酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害されるとき等における当該酒類製造業者等に対する命令
- ⑥ ⑤の命令に違反した場合の酒類の製造免許等の取消し、罰則（50 万円以下の罰金）  
※ 製造免許等を取り消された日から 3 年を経過した者については、免許の再申請を可とする。
- ⑦ おおむね 5 年ごとに基準について再検討、必要があると認めるときは改正

⇒ 過度な価格競争の防止等

##### 2 質問検査権の拡充

財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等又は酒類製造業者等の関係事業者（仕入れ先、取引先、持株会社等）を追加

⇒ 「公正な取引の基準」の実効性の確保

### 3 財務大臣と公正取引委員会の連携強化

酒類製造業者等の酒類の取引に関し、公正取引委員会と財務大臣との間において双方向の報告制度を設ける。

⇒ 報告制度の法的な根拠の付与による酒類の取引に関する両機関の権限の効果的な行使

## 二 未成年者の飲酒防止及びアルコール健康障害の防止等

### 1 酒類販売管理研修の義務化等

- (1) 酒類小売業者に対し、その選任する酒類販売管理者に関して、以下の事項を義務化する。
  - ① 酒類販売管理研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任すること。
  - ② 財務省令で定める期間ごと（3年）に酒類販売管理研修を受講させること。
- (2) 酒類販売管理研修の再受講義務違反に対する勧告、命令及び罰則
  - ① (1)の②を遵守しない酒類小売業者に対する勧告
  - ② ①の勧告に従わない酒類小売業者に対する命令
  - ③ ②の命令に違反した場合の罰則（50万円以下の罰金）
- (3) 酒類販売管理者の氏名、研修の受講事績等を記載した標識の販売場ごとの掲示の義務化

⇒ 未成年者の飲酒防止など酒類の適正な販売管理の確保及びアルコール健康障害の防止に伴うその対策費用の削減

⇒ 街の酒屋にとっては負担となるが、消費者の利益となる（酒類販売管理者に最新の酒類の販売業務に関する法令（酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、未成年者飲酒禁止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、アルコール健康障害対策基本法等）の知識を習得してもらい、未成年者の飲酒防止等を図ることや、標識の掲示を義務付けて酒類小売業者がきちんと法令を遵守していることを消費者に明示することは、消費者保護に資する）。

## 三 その他

### 1 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

## ○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(抄) (昭和二十八年法律第七号)

[酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十七号)による改正後の条文]

### (公正な取引の基準)

**第八十六条の三** 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準（以下「公正な取引の基準」という。）を定めるものとする。

- 2 財務大臣は、公正な取引の基準を定めるに当たっては、酒類製造業者又は酒類販売業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しなければならない。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により公正な取引の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- 4 財務大臣は、公正な取引の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、当該公正な取引の基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。
- 5 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。
- 6 財務大臣は、おおむね五年ごとに公正な取引の基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

### (公正な取引の基準に関する命令)

**第八十六条の四** 財務大臣は、前条第四項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令することができる。

### (国税審議会への諮問)

**第八十六条の八** 財務大臣は、第八十六条の三第一項の規定により公正な取引の基準を定めようとするとき（同条第六項の規定により公正な取引の基準を改正しようとするときを含む。）、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

### (質問検査権)

**第九十一条** 財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、酒類業組合等、酒類製造業者若しくは酒類販売業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関し必要な報告を求め、又は当該職員をして、これらの者に対し質問し、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況、帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、設備、原材料若しくは酒類の検査をさせることができる。

## 2・3〔略〕

### （公正取引委員会との関係）

**第九十四条** 財務大臣は、第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の認可、第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告若しくは命令又は第八十六条の三第一項の規定による公正な取引の基準の制定（同条第六項の規定による公正な取引の基準の改正を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

## 2 〔略〕

**3** 公正取引委員会は、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の取引に関し、公正な取引の基準に違反する事実があると思料するときは、財務大臣に対し、その事実を報告するものとする。

**4** 財務大臣は、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告するものとする。

**第九十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十六条の四の規定による命令に違反した者

一の二～三〔略〕

附 則〔平成二十八年法律第五十七号抄〕

### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

### （準備行為）

**第二条** 財務大臣は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「新酒類業組合法」という。）第八十六条の三第一項及び第二項、第八十六条の八並びに第九十四条第一項の規定の例により、新酒類業組合法第八十六条の三第一項に規定する公正な取引の基準を定めることができる。

**2** 前項の規定により定められた公正な取引の基準は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新酒類業組合法第八十六条の三第一項の規定により定められたものとみなす。

## ○酒税法(抄) (昭和二十八年法律第六号)

[酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十七号)による改正後の条文]

### (製造免許等の要件)

**第十条** 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。

一～六 [略]

七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号。第十二条第六号及び第十四条第四号において「酒類業組合法」という。)若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)若しくは関税法(とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合

七の二～十二 [略]

### (酒類の製造免許の取消し)

**第十二条** 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一～五 [略]

六 酒類業組合法第八十四条第二項(酒税保全のための勧告又は命令)又は第八十六条の四(公正な取引の基準に関する命令)の規定による命令に違反した場合

### (酒類の販売業免許の取消し)

**第十四条** 酒類販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

一～三 [略]

四 酒類業組合法第八十四条第三項(酒税保全のための勧告又は命令)又は第八十六条の四(公正な取引の基準に関する命令)の規定による命令に違反した場合

附 則 [平成二八年六月三日法律第五七号抄]

### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕